

国立大学法人における余裕金の運用について

平成 25 年 8 月 23 日
文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

国立大学法人における業務上の余裕金の運用については、独立行政法人と同一の法的枠組みとなっている（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 35 条において独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 47 条の規定を準用）。つまり、国立大学法人においても、業務上の余裕金の運用は、いわゆる安全資産に限定されているところ。

【国立大学法人法第 35 条による読み替え後の独立行政法人通則法第 47 条】
（余裕金の運用）

第四十七条 国立大学法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券^{※1}の取得
- 二 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関^{※2}への預金
- 三 信託銀行を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和四十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

※1 告示により、①特別の法律により法人の発行する債券、②金融債、③社債、④貸付信託の受託証券、⑤外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨を持って表示されるものを指定している。

※2 告示により、①商工組合中央金庫、②信用金庫、③信金中央金庫を指定している。

【独立行政法人通則法の趣旨】

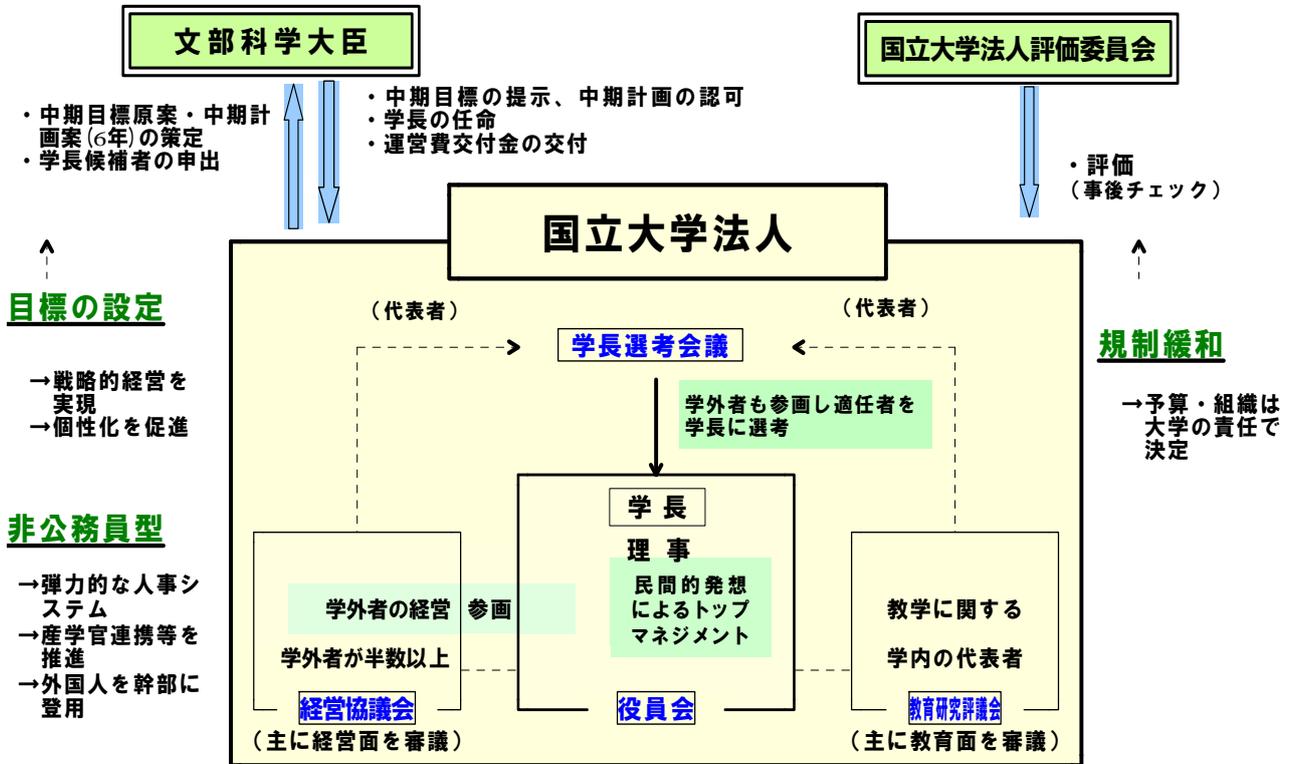
本条は、独立行政法人の業務上の余裕金の運用を元本保証のある金融商品に限る趣旨の規定である。

独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」（第 2 条）を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所要の財源措置が講じられることからみても、業務を安定的に運用することに対する要請は高く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することが要求されているわけではないと考えられる。このため、本条によって余裕金の運用をいわゆる安全資産に限定することとしている。

（出典：独立行政法人制度研究会編「改訂 独立行政法人制度の解説」（第一法規、平成 16 年））

(参考：国立大学法人の仕組み)

国立大学法人の仕組み



(参考：国立大学法人の目的 (国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) (抄))

(目的)

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。